

西会津町農業委員会

第20回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和7年4月21日

西会津町農業委員会

第20回 西会津町農業委員会総会会議録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和7年4月21日（金）午前10時00分
場 所 西会津町役場 大会議室

2 招 集 者 西会津町農業委員会 会長 江川 新壽

3 本日の総会に出席した委員

（農業委員）

会 長 12 番委員 江川 新壽
会長職務代理者 11 番委員 三瓶 常夫

（農業委員）

1 番委員 五十嵐新正 2 番委員 三留弘法 3 番委員 岩原 稔
4 番委員 坂井康司 6 番委員 新田良一 8 番委員 星 敬介
9 番委員 赤城タカ子 10 番委員 武藤佐代子

（推進委員）

1 番委員 若林陽三 2 番委員 伊藤一郎 3 番委員 須藤 修
4 番委員 佐藤正光 5 番委員 高橋光雄 6 番委員 長谷川辰男
8 番委員 山口茂起 9 番委員 佐藤 武 10 番委員 結城重孝
11 番委員 齋藤良房

4 本日の総会に欠席通告した委員

（農業委員） 5 番委員 江川政次 7 番委員 佐藤健一

（推進委員） 7 番委員 佐藤勘一

5 総会に出席した職員等

事務局次長 齋藤 賢
事務局員 井上 慎人

(開 会)

○議長

みなさんおはようございます。何かと忙しくなりました。みなさんのご協力をいただきまして早く終わりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

これより総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して10名が出席しております。したがって会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。

それでは、これより「第20回西会津町農業委員会総会」を開会いたします。

本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。ご確認をお願いいたします。

○議長

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定によりまして、4番・坂井康司君、6番・新田良一君にお願いをいたします。

○議長

続きまして、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」については、事務局の報告をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

（主要業務について資料により報告。）

○議長

ただいま事務局から説明のありました「主要業務報告」について各委員から質問、意見ををお願いしたいと思います。

○議長

質問ございませんか。なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

議案第1号「土地の現況確認について」を議題といたします。その前に皆さんにお伺いしたいと思います。議案第1号、2号、関連がございますので一括して審議してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に議案第1号、議案第2号を説明（現況確認）

○議長

ただいま議案第1号、議案第2号について事務局から説明がありました。まず始めに議案1号につきまして現地調査をされました若林推進委員に報告をお願いしたいと思います。

○1番 若林陽三 推進委員

4月10日木曜日に現地調査を行いました。

調査の結果につきましては事務局より説明があったとおり申請地は砂利が入って締め固められており、今後農地としての活用は見込めないことから雑種地とすることが妥当であると考えます。

○議長

ただいま事務局並びに現地調査された若林陽三推進委員の説明が終わりました。これより質疑を行います。質問ございませんか。

○議長

質疑なしと認めます。次に討論ございませんか。

○議長

討論なしと認めます。

これより議案第1号「土地の現況確認について」を採決いたします。

それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第1号「土地の現況確認について」は原案のとおり承認されました。

○議長

つづきまして議案第2号の現況確認について現地調査された若林推進委員に報告を求めます。

○1番 若林陽三 推進委員

当該申請地は議案第1号で申請のあった土地に隣接しており、調査の結果につきましては議案第1号と同様に砂利が入って固められている事から今後農地として活用することは困難であると考えます。よって雑種地とすることが妥当であると考えます。

○議長

ただいま現地調査された若林推進委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○議長

質疑ございませんか。

○議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に討論に移ります。討論ございませんか。

○議長

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第2号「土地の現況確認について」を採決いたします。
それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号「土地の現況確認について」は
原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第3号「土地の現況確認について」を議題とします。それ
では事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（現況確認）

○議長

事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました結城重孝推進委員の報告を求めます。

○10番 結城重孝 推進委員

4月10日木曜日に現地調査を行いました。事務局から説明があったとおり申請のありました二つの農地につきましては住宅が建っており、申請のとおり宅地とすることが妥当と考えます。以上です。

○議長

只今、事務局並びに現地調査されました結城重孝推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑を行います。
質問ございましたら挙手をして質問してください。

○2番 三留弘法 農業委員

ここは今、人は住んでらっしゃるのでしょうか。

○事務局 (齋藤事務局次長)

一人住んでおります。

○議長

ばあちゃんが一人住んでいるそうです。

○議長

そのほかございませんか。なければ質疑を終わります。
これより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第3号「土地の現況確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第3号「土地の現況確認については」は原案のとおり承認されました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。

○議長

失礼しました。

議案第4号「西会津町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問ございましたら

○8番 星 敬介 農業委員

これは使用貸借だからここに出てくるんでしょうか。この枠組みってどういうことなんですか。

○事務局（齋藤事務局次長）

旧農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については2年間の猶予があったわけですが、3月末で終わりました。替わって今後は中間管理機構を通しての貸し借りとなり、これは中間管理機構を通して農用地利用集積等促進計画を定める場合の様式となっております。所有者が中間管理機構を通して〇〇に貸すわけですが、その事務手続きは農政係で行い、意見を農業委員会に求める事になっております。意見を求めて特に異議がなければ中間管理機構に送り、その後県が公告をするという事になっております。その手続きの様式が今回の様式であるということです。

○8番 星 敬介 農業委員

新しいシステムになった最初という事でしょうか。この3件が。

○事務局（事務局次長）

この様式は以前にも提出されております。簡単にいうとそういう事です。

○議長

ほかにございませんか。

○議長

質問なければこれで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

○議長

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第4号「西会津町農用地利用集積等促進計画（案）について」

を採択いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

議題なしと認めます。したがって議案第4号「西会津町農用地利用集積等促進計画(案)について」は原案のとおり承認されました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。
続いて次第 5. その他 に移ります。

○議長

「(1) 当面の日程について」事務局の説明を求めます。

○議長

それでは「(1) 令和7年度農業委員会が行うべき最適化活動目標(案)の設定について」事務局の説明を求めます。

○事務局 (井上事務局員)

資料を基に説明

○議長

事務の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○議長

質問ございませんか

○議長

質問がないようですのでこれで質疑を終わります。

それではお諮りをいたします。

本件は原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なし認めます。したがって「令和7年度農業委員会が行うべき最適化活動目標(案)の設定について」は原案のとおり県に提出することといたします。

○事務局(齋藤事務局次長)

(事務局より当面の日程について説明)

○議長

それでは「(2)次回総会開催日について」事務局の説明を求めます。

○事務局(齋藤事務局次長)

(事務局より説明)

○議長

次回総会については5月20日(火)午前10時から大会議室でございます。よろしく願いいたします。

○議長

次に「(3)その他」に移ります。皆さんその他ございませんか。

○2番 三留弘法 農業委員

35頁の西会津町の農用地利用集積って、これってあれですか。あの今まであったのがこれにまとまっているってことですか。それとこれには賃貸料とか10aあたりの単価とかが0円ってなっていますが、そういうのも載せなくていいって事ですか。

○事務局（齋藤事務局長）

使用貸借とはいうのは0円という事なので0円になっています。賃貸借だとお金が発生しますけれども、使用貸借とは0円だという事なので0円になります。これは今迄ですと、貸手と借手との契約になりますが、これはその間に中間管理機構が入る事による貸し借りとなりその様式がこれになります。

○2番 三留弘法 農業委員

これからはこれで済むってことですか

○事務局（齋藤事務局長）

これまでは暫定的な経過措置として旧農業経営基盤強化法として農業委員会でのやり方が使えたわけでありましたが、それが3月末をもって廃止となり使えなくなったわけです。これまでも何回か会議の中で説明しておりましたが、これまでのやり方が廃止となり中間管理機構を使った貸し借りとなると手数料が発生するため、前回の農業委員会総会の案件には駆け込み需要として農用地利用集積計画の件数が212件という利用権の設定があったわけです。今回の様式に出てくる農地所有者と借受者の間ではお金は発生しておりませんが、これらは全て中間管理機構を通しての貸し借りになりますので、双方は中間管理機構に手数料を支払う事となり、中間管理機構を活用して行う貸し借りの様式が今回の様式となっており、今後は全てこの様式となります。

○2番 三留弘法 農業委員

それでは農業委員としてどこを見て決断したり、議論するということですか

○事務局（齋藤事務局次長）

この様式に記載されている貸手、借手、所在地について違反等をしている又はその恐れがあるなど人であるとか、法人、土地であるか等を判断していただき、この貸し借りに意見等があるかを求めるものです。

○2番 三留弘法 農業委員

その判断はどこで判断するの

○事務局（齋藤事務局次長）

この様式に記載されている内容で皆さんに判断していただく事になり、意見等がありましたら、回答する意見書の中に記載する事となります。

○2番 三留弘法 農業委員

でも全部を知っているというわけではないですよ。情報がものすごく少ないとも思うんですがどうですか

○事務局（齋藤事務局次長）

今までの様式が変わってこうなっておりますが、書いてある内容は変わらないと思います。

○8番 星 敬介 農業委員

私も先程質問して理解したのは、私は新しいシステムになったのでこのような様式になったと思ったのですが、確かに今までも農地中間管理機構を通した形式の時は一覧表の中にこの様式が出てきました。私も新しい制度で土地を借りようと思って手続きを行おうと思い農政係で説明を聞いたら様式に相続図などあり、かなり面倒な手続きであるとは思いました。その説明の中で農業委員会という言葉あったので、なぜかと思ったが農政係で手続きを行うが農業委員会にも意見を求めるという事で今回の一覧表があったことで理解しました。

○3番 三留弘法 農業委員

今までいろいろ書いてあったのがこれにまとまったという事ですね。

○8番 星 敬介 農業委員

この様式の内容で判断するのは確かに難しいと思うが基本的な手続きは農政係で行うので、その手続き内容にもとづく様式で農業委員会に意見を求めているので農業委員会は提出された様式の中の情報で判断すればいいのだと理解しますが、確かに情報が少ないとは思いますが。これまでの様式の1枚目に書いてある内容はここには書いてあるが、2枚目に書いてある情報は一切でてこないんだなという事です。

○事務局（齋藤事務局次長）

これまでの様式の2枚目に関する情報については農業委員会にもこの様式での意見しか求められていないので内容は分かりません。決まった様式に基づいて意見を聴取しているとの事でありますので、限られた情報の中ではありますが皆さんが知りうる情報の中で判断していただければと思います。

○3番 三留弘法 農業委員

ただこれだけの情報ですとなりすましなどもあると思われし、そうなった場合は誰が責任を取ることになるのか心配である。最終的に農業委員が判断したことになるのかとは思いますが、実際に提出した一人一人がわかればいいんだけれども、実際そうでなかったり、他県から入ってきた法人が入ったり。もちろん調べるとは思うんですけど、ただそこでこれだけの判断材料でいいんじゃないかというようなのはどうなのかなと思う。申請のあと事務局や農林振興課が調べてくれた情報が提出できるようであれば判断材料としてあってもいいとは思いますが。

○議長

農政に来てもらって説明してもらいますか

○8番 星 敬介 農業委員

三留委員が言ったように確かに情報があればいいと思う、知らない法人であったり怪しい人が入ってきたりするなどの心配もあるので。

○事務局（齋藤事務局次長）

ここに出てくる借りる人とは地域計画に載っている人であり、地域計画に記載されていない人には貸す事はできない事になっております。地域計画は地域の人達が話し合いによって作成しており、その耕作者の実態もわかっているので知らない法人や怪しい人が農地を借りるという可能性はないと思います。

○3番 三留弘法 農業委員

あり得ないという事はないと思うのですが。悪いことをやろうとすればいくらでもやれるので、ただ私が言いたいのは悪いことをする人は自分の名前ではやらないと思います。もしやろうとするならばなりすましのよう地域計画の中にいる人の名前を借りて裏でお金を出したりするなど、そういう流れで詐欺まがいの様にして侵入するんじゃないんですか。実際にあり得ると思うんです。ですから、しっかり調べてやらないと。どう対策していくのかという事をこの表だけでは判断がしづらいということを伝えたいので話しをしている。

○8番 星 敬介 農業委員

私もまったく同感でありまして、悪いことをする人が実名を使うということにはほぼあり得なくて、今いる人の名前をつかい知らないうちに入ってくる。今までは農業委員や推進委員は農地の番人だとされていたが、新しい制度になったら責任はあるが権限が薄れたような気がする。

（農林振興課 農政係 長谷川浩一参与、渡部久美子氏が入室）

○事務局（齋藤事務局次長）

今中間管理機構の担当者に確認いたしましたが、中間管理機構を活用した貸し借りについての様式のなかでは、これまでのような経営規模を記載する様式

はないとの事です。また、地域計画を作成する話しあいの中で耕作する人を決めるのでその過程において怪しい人などは排除できるものと考えているとの事
であります。

○4番 佐藤正光 推進委員

ちょっと話しの内容がずれるんですが、最近農地を買うっていうコマ
ーシャルが頻繁に流れているのを見たのですが、それって大丈夫なのかな。

○事務局（齋藤事務局次長）

農地を買うには皆さんもご存じの通り農業委員会の許可が必要となります
ので農地を勝手に売買するということは出来ない事になっています。また、その
手続きを行うにあたって、本人若しくは、資格を持った人でなければ手続き
を行う事は出来ない事となっております。

○3番 三留弘法 農業委員

私もそのCMを見た事があります。購入する事はそれなりの手続きが必要
なので難しいと思いますが、借りるのは簡単に出来てしまうと思われるので判断
するのに情報が少ないのが不安であると考えます。

○事務局（齋藤事務局次長）

提出される様式や記載内容については県内どの市町村も同じであり、耕作
している人が違反となる使用が無いように農業委員や推進委員のみなさんが普
段からパトロールを行っているわけであります。

○3番 三留弘法 農業委員

今まであった情報が無いと判断するのにどうかと思うので、もう少し判断
材料をつけてもらうわけにはいけないのか。町独自の様式を提出させるわけ
にはいけないのか。

○事務局（齋藤事務局次長）

法に基づいて地域計画を作成し、その中で数年後に耕作する人を定めている。また、中間管理機構を活用して借りる際にも必要と定められている書類の記載や提出がされていればそれ以上に求める根拠がない。

○事務局（長谷川参与）

地域計画を策定する際に自治区のみなさんから5年後この土地は誰が耕作するか出してもらい自治区の皆さんも承諾しているところであります。名義貸しが実際にあるかどうかは分かりませんが、町といたしましては地域計画に位置付けられた方以外に貸す事は出来ない事となっており、違う方に貸す場合には自治区に確認し計画の変更の承諾を取ってから中間管理機構を通すようになっております。

○4番 坂井康司 農業委員

今までは申請先が農業委員会であったが、今後は中間管理機構を通して貸し付けるので、その責任は農業委員会のみでなく中間管理機構にもあるのではないかと思います。よって農業委員の責任は薄れたのではないかと思います。

○事務局（齋藤事務局次長）

農地中間管理機構は人と農地の架け渡しをする機関でありまして事務手続きのなかでも農業委員会の意見聴取ということもあるので農業委員会が関係ないわけではない。経営規模等については農地中間管理機構が行う貸し借りにおいては判断基準としていないようでありまして、作りたい方がいて自治区としてそれを承諾するのであればその方に貸す事になりますが、その際に農業委員会としてよろしいですかと意見をもらう事になっているわけでありまして。

○議長

その判断をするのに情報が少ないのでもう少し情報はないのかと言っているわけです。

○8番 星 敬介 農業委員

農地中間管理機構が全て責任をもつならいいんですが、こっちに聞いているならその判断材料としては薄いんじゃないんですかという事です。

会長から何かの席に、上にこの情報量では少ないのとの不安の声があがりますと言っていたらと思います。

○議長

事務局から農業会議所に言ってみてはどうでしょうか。

○事務局（長谷川参与）

国の農地中間管理機構があつて福島県の農地中間管理機構があるわけですが、福島県の農地中間管理機構のほうに西会津町の農業委員会でそのような声があったという内容を申し上げておきたいと思います。

○議長

それではそのような方向ですすめさせていただきます。

ほかにご意見ございませんか

○議長

他になければ以上で本日予定されておりました案件は全て終了しました。

○議長

これで「第20回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れ様でした。